

公益財団法人 野口研究所
野口遵研究助成金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人野口研究所 定款第4条第1項第3号に掲げる「化学技術及び化学工業に関する研究者の養成及び援助」事業を推進し、以って化学技術及び化学工業の振興に資することを目的として新設された、野口遵研究助成金制度（以下、「本助成金制度」という。）の円滑な運営と公正かつ厳正な助成金の採択研究テーマの選考を図るため、必要な事項を定めるものである。

(設立準備委員会)

第2条 本助成金制度の制度設計の目的で設立準備委員会を置く。

- 2 設立準備委員会は、理事長、常務理事、総務担当理事及び本助成金制度に賛同する維持会員会社の推薦する社員で構成する。
- 3 設立準備委員会は、本助成金制度について、選考委員の推薦、応募・申請要領、選考審査要領及びPR方法等、本助成金制度の制度設計を作成する。理事長は設立準備委員会が作成した制度設計を理事会に諮り決定する。

(選考委員会)

第3条 助成金の採択研究テーマの公平かつ適正な選考を図るため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は8名以上15名以内の選考委員をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員長及び委員は、理事長が学識経験者（評議員・理事を含む）から選任し常任理事会に諮り決定する。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の任務)

第4条 選考委員会は、第7条に定める採択研究テーマの選考を行う。

(選考委員への謝礼金等の支給)

第5条 前条に定める職務執行の対価として、選考委員には謝礼金を支給することができる。謝礼金の額は、理事長が常任理事会に諮り決定する。

- 2 選考委員がその職務の遂行に伴い発生した交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費については、遅滞なく支払うものとする。
- 3、選考委員への謝礼金および付随する費用（交通費、旅費、宿泊費等）は源泉徴収を行わない。

(研究助成金)

第6条 本助成金制度の助成金は、次の二種類とする。

- ① 野口遵研究助成金
- ② 野口遵賞

(野口遵研究助成金)

第7条 各年度の応募課題は、理事長が常任理事会に諮り決定する。

- 2 助成金の申請資格は、国内の大学またはこれに準ずる研究機関に勤務する39歳以下の研究者とする。
- 3 研究期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 第9条の規定により選考された採択研究テーマに対し、1件につき原則220万円の研究助成金を贈呈する。
- 5 採択件数は10～15件を目処とする。

(野口遵賞)

第8条 本助成金制度による助成の更なる充実を目的に野口遵賞を設ける。

- 2 野口遵賞の申請資格は、過去に野口遵研究助成金の贈呈を受けた国内の大学またはこれに準ずる研究機関に勤務する研究者とする。
- 3 野口遵賞の申請対象者は、野口遵研究助成金の贈呈を受けた後3年経過および4年経過した採択研究テーマ研究者とする。
- 4 第9条の規定により選考された採択研究テーマ研究者に副賞として1件につき原則500万円の研究助成金を贈呈する。
- 5 採択件数は原則1件とする。

(選考)

第9条 採択研究テーマは選考委員会が選考し、常任理事会が決定する。

- 2 選考委員会は公正かつ厳正に、採択研究テーマの選考審査を行なわなければならない。

(スコアリスト委員会)

第10条 選考委員会の下にスコアリスト委員会を置くことができる。

- 2 スコアリスト委員会は野口遵研究助成金の申請研究テーマについて、技術の独創性、実現可能性、学術性・発展性の評価項目ごとに採点を行い、選考委員会に答申することで選考委員会の適正な選考に資することを目的とする。
- 3 委員は本助成金制度に賛同する会社が推薦する専門家の中から選任する。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(申請資料の取り扱い)

第11条 提出された助成金申請書は選考審査のみに使用する。申請内容・申請の事実については秘密を厳守する。

(助成金の使途)

第12条 助成金の使途は、研究を有効に推進し、成果をあげるための費用であれば、特に使途および期限の制限は設けない。

(助成金の支払い方法)

第13条 助成金は、大学等研究者の所属機関へ奨学寄付金として支払うものとする。

(助成金の支払時期)

第14条 毎年3月に助成金贈呈式を開催し、翌年度の4月に支払う。

(研究計画の変更等)

第15条 採択研究テーマ研究者は助成金の贈呈を受けたのちに、研究計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(研究の成果等の報告)

第16条 採択研究テーマ研究者は、研究期間終了の年の12月末までに研究成果報告書を公益財団法人野口研究所 野口遵研究助成金事務局に提出しなければならない。

2 採択研究テーマ研究者は、前項の成果報告書提出後に開催される成果報告会で、研究の成果について発表しなければならない。

(成果報告の発表)

第17条 前条第1項の研究成果報告書の全部又は一部を、公益財団法人野口研究所時報に掲載する。

(研究成果の取り扱い)

第18条 野口研究所は採択テーマ研究成果の知的財産権については権利を主張しない。

(事務局)

第19条 助成金の事務局は、総務部内に置く。

(雑 則)

第20条 この規程に定めるもののほか、助成金に必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は常任理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は2009年4月1日から実施する。

この改訂は2010年4月1日から実施する。

この改訂は2012年4月1日から実施する。

この改訂は2013年8月1日から実施する。

この改訂は2014年8月1日から実施する。

この改訂は2019年7月1日から実施する。

この改訂は2019年8月1日から実施する（第5条3は2019年国税庁確認済み）